

平成21年3月27日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 伊藤 鉄 男

取調べの録音・録画の実施について（依命通知）

本年4月1日から、別添1「取調べの録音・録画の実施指針」（以下「実施指針」という。）により、取調べの録音・録画を実施することとしたので、遺漏なく行われるよう配意願います。

また、録音・録画した記録媒体（以下「DVD」という。）の取扱い等については、下記によることとしたので、その旨を部下職員に周知の上、適切に指導願います。

おって、平成20年3月28日付け「取調べの録音・録画の本格試行について（依命通知）」は、本年3月31日をもって廃止しますが、各高等検察庁は、同月に行われたその管内における取調べの録音・録画の試行状況について、従来の書式に基づき、本年4月5日までに報告願います。

記

1 実施指針の適用

本年4月1日以降に取調べの録音・録画を実施する場合には、実施指針により行うものとする。

2 被疑者が取調べの録音・録画を拒否した場合の対応

被疑者が実施指針第5、1記載の取調べの録音・録画を行う旨の事前の告知を受けて、これを拒否した場合は、検察官において、別添2の様式により報告書を

作成して、一件捜査記録に編綴する。

3 DVDの取扱い

(1) DVD原本は、適宜の方法で記録状態を確認した後、プラスチックケースに納めた上、封筒に入れて、その封入口部分をのり付けして閉じ、のり付けした部分の下方に被疑者の署名・指印を求めるとともに、のり付けした部分の両端付近の2か所に被疑者の指印による封印を求める。被疑者がこれを拒否した場合には、その旨を検察官が記載して署名・押印及び封印をする。

(2) 録音・録画状況等報告書の原本に上記DVD入り封筒を添付し、契印を押捺する。

(3) DVD原本とは別に、その複写（以下「DVD副本」という。）を作成して封筒に入れ、録音・録画状況等報告書の謄本を作成した上、これに当該DVD副本入り封筒を添付する。

証拠開示及び証拠調べには、録音・録画状況等報告書謄本及びこれに添付されたDVD副本を用いる。ただし、弁護士・裁判所が原本の開示又は取調べを求める場合には、同報告書原本及びこれに添付されたDVD原本を用いる。

(4) DVD原本を証拠開示又は証拠調べに用いる場合には、弁護士又は裁判所の面前でDVD原本入りの封筒を開く。

(5) DVD原本を開示した場合には、その終了後、弁護士の面前でこれを再度同じプラスチックケースに納めた上、新たな封筒に入れて、その封入口部分をのり付けして閉じ、前記(1)と同様に、弁護士に署名・押印及び封印を求める。弁護士がこれを拒否した場合には、その旨を検察官が記載して署名・押印及び封印をする。このDVD原本入り封筒は、録音・録画状況等報告書添付の元の封筒の次に添付し、契印を押捺する。

4 上級庁との協議

各地方検察庁は、取調べの録音・録画の適否、実施方法等に関し、必要に応じて、高等検察庁に協議する。協議を受けた各高等検察庁は、必要に応じて、最高検察庁に協議する。この協議を円滑に実施するため、各高等検察庁においては、録音・録画に関する事項を担当する部長及び検事を指名し、管内各庁及び最高検察庁に通知する。

5 報告

各高等検察庁は、その管内における取調べの録音・録画の実施状況について、別添3の様式に従って、毎月末日現在の状況を翌月5日までに最高検察庁に報告する。

取調べの録音・録画の実施指針

第1 取調べの録音・録画実施の趣旨

裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証を遂げ立証責任を果たすため、裁判員裁判対象事件に関し、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を実施する。

第2 実施開始時期

平成21年4月1日

第3 取調べの録音・録画の対象とする事件

裁判員裁判対象事件であって、自白調書（一部自白や不利益事実の承認を内容とするものを含み、供述書を含むものとする。）を証拠調べ請求することが見込まれる事件において実施するものとする。

ただし、

- (1) 被疑者が録音・録画を拒否した場合
- (2) 組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等がある場合
- (3) 外国人事件で通訳人の協力が得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難である場合等、録音・録画の実施に障害がある場合を除く。

第4 録音・録画の対象とする場面と実施時期

1 検察官において、上記第1記載の趣旨を踏まえ、取調べの機能を損なわない範囲内で、検察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる場面を適切に選択する。

例えば、自白の動機・経過、取調べの状況、自白調書の作成過程、その内容等についての質問・応答の場面、新たに作成する自白調書の内容の確認・署名の場面及びその直後における質問・応答の場面等が考えられる。

2 原則として、当該事件で被疑者が勾留中の取調べについて実施するものとする。

第5 録音・録画の実施手順

1 録音・録画を開始する前に、被疑者に対し、録音・録画を実施することを告知するものとする。

2 録音・録画の開始時及び終了時に、検察官において録音・録画を開始すること及び終了することをそれぞれ告げる場面を録音・録画するものとする。

3 録音・録画に係る取調べにおいては、任意性に関する事項について、被疑者が自由に供述を尽くすことができるようにし、被疑者が供述を尽くしていないのに、検察官が一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改

めて取調べの状況や自白調書の作成過程等について自由に供述する機会を被疑者に与えるものとする。

- 4 録音・録画を実施した検察官は、当該録音・録画の終了後、速やかに、別紙「録音・録画状況等報告書」を作成するとともに、「取調べ状況等報告書」の「その他参考欄」に、録音・録画を実施した旨記載するものとする。

第6 録音・録画した記録媒体（DVD）の取扱い

- 1 DVDは、一切編集することなく「録音・録画状況等報告書」に添付して一件捜査記録に編綴するとともに、バックアップのための複写DVDを作成して保管するものとする。
- 2 「録音・録画状況等報告書」及びこれに添付されたDVDは、これを一体のものとして、刑事訴訟法第316条の15第1項第7号が規定する「被告人の供述録取書等」に該当するものとして取り扱い、法律に基づいて開示する。

第7 DVDの公判における使用

- 1 DVDは、違法・不当な取調べがなされたという趣旨の被告人・弁護人による自白の任意性等に関する主張に対して、検察官が行う立証のための証拠として用いるものとする。
- 2 証拠調べ請求に当たっては、録音・録画状況等報告書及びこれに添付された記録媒体を一体のものとして、「被告人の捜査段階における自白が任意になされたこと」などを立証趣旨として、甲号証として請求することとする。

録音・録画状況等報告書

年 月 日

検察庁

殿

検察庁

検察官 (役職) (氏名) 印

(被疑罪名)

(被疑者氏名)

上記の者に対する頭書被疑事件に関して、同被疑者の取調べを行った際に録音・録画をした状況は、以下のとおりであるので報告する。

- 1 録音・録画年月日 年 月 日
- 2 録音・録画担当捜査官 (実施検察官氏名)
(立会事務官氏名)
- 3 録音・録画場所
- 4 録音・録画時間 : ~ :
: ~ :
: ~ :
- 5 その他参考事項

捜査報告書
(取調べの録音・録画の拒否について)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方検察庁次席検事〇〇〇〇 殿

〇〇地方検察庁

検察官検事 〇〇〇〇

取調べの録音・録画を実施しようとしたところ、下記のとおり、被疑者がこれを拒否したため、実施できなかったもので、報告する。

記

- 1 被疑者
- 2 罪名
- 3 取調べの録音・録画をする旨を告げた日時・場所
- 4 被疑者の言動
- 5 その他参考事項

【当月の実施件数等】 平成21年〇月分 〇〇高検

地検名	受理人数(注1)	実施回数(注2,3)
A地検		〇
B地検		〇
C地検		〇
D地検		〇

(注1)当月内に、裁判員裁判対象罪名により身柄受理(別件勾留中に追訴送致を受けたものを含む。)した被疑者数を支部受理分も含めて記入する。
 (注2)当月内に、取調べの録音・録画を実施した回数(同一被疑者について2回実施した場合は、2回)を記入する。
 (注3)実施回数欄の括弧内には、支部において実施した分を内数として記入する。

【当月の実施事案の概要】

連続番号	地検番号	罪名	被疑者名	担当検察官	実施年月日	録音・録画時間(分)	備考
Y高検001	A地検001	殺人					
Y高検002	A地検002	殺人					
Y高検003	A地検003(M支部)	通貨偽造					
Y高検004	B地検001	強姦致傷					
Y高検005	C地検001	現住建造物放火					
Y高検006	D地検001	強盗殺人					

※ 同一被疑者に対し同一事実を対象に複数回録音・録画を実施した場合には、被疑者名の末尾に①、②、③のように実施回数を示す番号を付する。
 ※ 地検において、各地検ごとの連続番号を付し、さらに、高検において、高検ごとの連続番号を付する。
 ※ 平成21年3月31日までに受理した事件について実施したものに、備考欄に「旧受理分」と記載する。
 ※ 家庭裁判所から検察官送致を受けた後に実施したものに、備考欄に「家裁送致後に実施」と記載する。
 ※ 鑑定留置後に実施したものに、備考欄に「鑑定留置後に実施」と記載する。